

掛川市障がいのある人の「働きたい」をかなえる条例

障がいのある人もない人も、誰もが働くことに生きがいを感じながら充実した日々を過ごすことのできる地域社会の実現は、市民全ての願いである。

このような地域社会を実現するためには、全ての市民が障がい者の雇用について理解を深めるとともに、障がい者に働く機会を提供する取組を社会全体で推進していくことが重要であるとの認識の下、障がい者が、その特性に応じて能力を発揮し、多様な働き方が可能となるような環境の整備が求められている。

障がい者が夢や希望を抱いて働き、自立した生活を送ることのできる地域社会の実現に向け、市、事業主、事業主団体及び市民が協働の精神に基づき、それぞれの責務を果たすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、障がい者の雇用の促進等に関する基本理念を定め、市、事業主、事業主団体及び市民の果たすべき責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、障がい者が、その特性に応じて能力を発揮することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する者をいう。
- (2) 障がい者の雇用の促進等 障がい者の雇用の促進及びその職業の安定並びに就労の支援をいう。

(基本理念)

第3条 障がい者の雇用の促進等は、障がい者が、その特性に応じて能力を発揮し、地域社会を構成する労働者の一員として社会経済活動に参加する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、障がい者の雇用の促進等に関する施策を策定するとともに、国、県、事業主、事業主団体、市民及び民間の団体と協力してこれを実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、障がい者の雇用の機会の創出及び拡大を図るとともに、障がい者一人一人の特性について理解を深め、その特性に配慮した雇用管理を行うなど、障がい者の働きやすい職場環境を整備するよう努めるものとする。

(事業主団体の責務)

第6条 事業主団体は、その構成員である事業主に対し、障がい者の雇用の促進等のために必要な情報の提供及び助言に努めるものとする。

(市民の責務)

第7条 市民は、障がい者の雇用及び就労に関する理解を深めるとともに、市が実施する障がい者の雇用の促進等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(職業訓練の充実)

第8条 市は、障がい者が職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練の充実を図るものとする。

(障がい者の雇用の機会の創出等)

第9条 市は、事業主が行う法第44条第1項の子会社の設立の促進等を行うことにより、障がい者の雇用の機会の創出及び拡大を図るものとする。

(就労等の支援)

第10条 市は、法第27条第2項の障害者就業・生活支援センターその他の関係機関と連携して、障がい者が職業生活における自立を図るための就労の支援及び就労に伴い必要となる日常生活又は社会生活上の支援を行うものとする。

(障がい者支援施設等からの物品の買入れ等)

第11条 市は、障がい者支援施設等（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の障害者支援施設その他市長が障がい者の雇用の促進等に取り組む団体として定めるものをいう。以下同じ。）において生産活動に従事する障がい者の就労を支援するため、障がい者支援施設等から物品を買入れ、又は役務の提供を受けるとともに、事業主に対して同様の措置を講ずるよう要請するものとする。

(市職員の採用)

第12条 市は、障がい者の採用に努めるものとする。

(財政上の措置)

第13条 市長は、障がい者を雇用する事業主に対する奨励金の交付その他必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(情報提供等)

第14条 市は、障がい者の雇用及び就労に関し、事業主及び市民の理解を深めるため、必要な情報を提供するとともに、国、県、事業主団体及び民間の団体と協力して啓発活動を行うものとする。

(表彰)

第15条 市は、障がい者の雇用の促進等に著しく貢献したものの表彰を行うものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。